

特定非営利活動法人 さきつつ子くらぶ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人さきつつ子くらぶという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鳥取県米子市大崎3244番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、会員の協働による運営の下、保育が必要とされる小学校児童の放課後の豊かで安全な生活の場を築くことによって、児童の心身ともに健やかな発達を援助するとともに、安心して子どもを養育できる健全で豊かな地域社会を育成していくことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学童クラブの開設と運営及び社会福祉事業法第2条の第2種社会福祉事業（放課後児童健全育成事業）として学童保育の経営をする事業
- (2) 男女が人間らしく働ける社会環境を整備促進する事業
- (3) 地域住民と連携、協力して子どもたちが安全で健やかに成長できるまちづくりを推進する事業
- (4) 他団体と連携、協力して学童保育運動を推進するとともに、積極的な支援をする事業
- (5) 活動に関する講演会、講座及びイベントなどの企画運営をする事業
- (6) この法人の事業活動に関する広報誌を刊行する事業

(7) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した、個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意志を持つ個人及び団体
- (3) その他の会員 理事会が別に規定して定めた個人及び団体

(入会)

第7条 正会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨通知しなければならない。

3 賛助会員として入会しようとするものは、年会費を納入することによって会員となることができる。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、年会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 本人から退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。

- (1) 法令、定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を毀損し、設立の趣旨に反し、または秩序を乱す行為をしたとき。

2 前項の場合において、その会員に対し総会の開催日の5日前までに、その旨通知し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

3 除名の決議があったときは、除名された会員に除名理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上

(2) 監事 1名以上

2 理事のうち、1名を理事長、2名を副理事長とする。

(選任等)

第14条 役員は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

5 この法人の運営及び第3条の目的達成のために必要な委員を設けることができる。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故のあるとき、あるいは欠けたときには、あらかじめ理事長の定めた指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を分担し執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を越える者が欠けたときは遅滞なくこれを補充しなくてはならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、総会の決議により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の業務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、報酬を受けることができない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁済することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員等)

第20条 この法人には、会計・事務員・委託指導員及び常勤指導員・非常勤指導員を置く。

2 職員は、理事会の同意を経て理事長が任免する。

3 会計、事務員及び委託指導員は、報酬を受けることができないが、その職務を執行するために要した費用を弁済することができる。

4 常勤指導員及び非常勤指導員は、報酬を受けることができる、又その職務を執行するために要した費用を弁済することができる。

- 5 前3項及び4項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

第23条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 規約の設定、変更及び廃止
- (4) 事業計画及び収支予算の承認並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算の承認
- (6) 役員を選任又は解任並びに職務
- (7) 会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 他団体への加入または脱退
- (10) 解散した場合の残余財産の処分
- (11) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第24条 毎事業年終了の日から2ヶ月以内に通常総会を開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事事項を記載した

書面をもって、少なくとも開催予定日の7日前までには通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

3 議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の合意があった場合は、前項のかぎりではない。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第1項、第31条第1項第2号、第42条第3項及び第52条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(賛助会員及びその他会員の発言権)

第30条 賛助会員及びその他会員は、総会に出席して、議長の許可を得て発言することができる。ただし、議決権を有しない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつて

は、その数を付記すること)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は理事をもって構成する。

(機能)

第33条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) この法人の業務の執行に関する事項

(2) 事業計画、収支予算の決定

(3) 総会の招集及び総会に付議すべき事項

(4) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(5) その他総会の議決を要しないこの法人の業務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が、必要と認めたとき。

(2) 理事会構成員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

2 理事会は、理事会構成員の過半数が出席しなければ議事を開き議決することができない。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第34条第1項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 35 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事会構成員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 38 条 各理事会構成員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事会構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 39 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事会構成員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事会構成員総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び年会費

(3) 寄付金品

(4) 事業に伴う収入

(5) 資産から生じる収入

(6) その他の収入

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決及び理事会の審議を経て、理事長が別に定める。

(運営基金)

第 42 条 この法人は、毎事業年度内の事業、運営上必要な経費の支弁を目的とし、運営基金を置く。

- 2 運営基金は、毎事業年度末において、法人の設立年度当初の額を下回らないことを原則とする。
- 3 前 1 項に定める目的以外の使途に運営基金を用いる場合、あるいは前 2 項に定める額を減額する場合は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経なければならない。

(会計の原則)

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動促進法第 27 条に定めるところに従って、行うものとする。

(会計の区分)

第 44 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業年度)

第 45 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 46 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の審議及び議決を経なければならない。

- 2 前項の事業計画及び収支予算は、当該事業年度中の総会に報告し、議決を経なければならない。
- 3 当該総会は、報告を受けた事業計画及び収支予算の変更を議決できる。議決が行われた場合は、理事会は速やかにその議決に基づいて事業計画及び収支予算を変更しなければならない。
- 4 前項のほか、事業年度中の事業計画及び収支予算の変更は、理事会の審議を経て行うことができる。
- 5 理事会は、事業年度中の事業計画及び収支予算を変更した場合は、当該年度終了後の総会に報告するものとする。

(暫定予算)

第 47 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ、収入支出をすることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 48 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第 49 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会計が作成し、監事の監査を受け、当該年度終了後の総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

3 第 1 項の議決を経た事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、前事業年度の役員名簿、役員のうち前年に報酬を受けたものの名簿、社員のうち 10 名以上の名簿を添えて、当該事業年度終了後 3 ヶ月以内にこの法人の所轄庁に提出しなければならない。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ軽微な事項として特定非営利活動促進法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

2 軽微な事項に係る定款の変更をしたときは、所轄庁に届けなければならない。

(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、特定非営利活動促進法の第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定された特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第 9 章 雑 則

(細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	實近	潔
副理事長	長谷川	俊一
副理事長	木村	美名子
理事	吉岡	利治
理事	増井	幸一
理事	前田	厚子
監事	吉岡	幸子
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 19 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 46 条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 45 条の規定にかかわらず、設立の日から平成 19 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び年会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金 5,000 円
 - (2) 年会費 5,000 円
- 7 この定款の第 2 条(事務所)は平成 23 年 5 月 16 日 第 5 回総会の承認で事務所住所移転を大崎 3 2 5 3 番地 1 から葭津 2 7 番地に平成 23 年 9 月 10 日に行なう。
- 8 この定款の第 2 条(事務所)は平成 27 年 5 月 12 日 臨時総会の承認で事務所住所移転を葭津 2 7 番地から大崎 3 2 4 4 番地に平成 27 年 5 月 20 日に行う。

これは原本に相違ありません。

特定非営利活動法人さきつつ子くらぶ

理事長 住 所 米子市大崎 3 2 4 4 番地

氏 名 長谷川 俊一